

高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 南海地震の揺れの被害から生命を守る（第8条－第13条）

第3章 津波から逃げる（第14条－第19条）

第4章 火災から生命を守る（第20条・第21条）

第5章 土砂災害等の危険から生命を守る（第22条・第23条）

第6章 震災から生命を救う（第24条－第26条）

第7章 被災者の生活を支える（第27条－第29条）

第8章 震災からの復興を進める（第30条・第31条）

第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

第1節 地域防災力の強化（第32条－第35条）

第2節 災害時要援護者への支援等（第36条－第38条）

第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等（第39条－第41条）

第10章 南海地震対策を計画的に進める（第42条）

第11章 雑則（第43条）

附則

南海地震は、歴史的にみて概ね100年から150年の間隔で発生しており、過去から繰り返し高知県を襲い、その度に大きな被害をもたらしてきました。

高知県をふるさととする物理学者・文学者の寺田寅彦が残した「天災は忘れられたる頃来る」という警句にあるように、前回の昭和南海地震から60年余りが経過し、次第に震災の記憶が薄れ、人々の生活様式が様変わりしていくなかで、今また宿命の南海地震が発生する可能性が高まりつつあります。

高知県では、次の南海地震が発生すると、1分を超える大きな揺れが続き、その震度は、ほとんどの地域で震度5強から震度6強、一部では震度7になると想定されています。また、南海地震の発生から、3分から30分程度で、全ての沿岸域に津波が押し寄せ、その高さは6メートルから8メートル、ところによっては10メートルを超えると想定されています。こうした揺れや津波などによって、県内全域が同時に甚大な被害を受けるとともに、県内外との交通が寸断され、地域が孤立するおそれがあります。

南海地震は、その発生を防ぐことはできませんが、被害をできる限り少なくすることは可能です。そのためには、県、市町村等は被害軽減のために最大限の努力を払うことはもとより、災害から、自らの生命は自らで守り、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の基本に立ち、家庭や事業所において備えが行われたり、地域において住民相互の協力による防災活動が行われたりすることが重要になってきます。こうした考えを、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織などが共有し、それぞれの役割を果たしていかなければいけません。

ここに、私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い

地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、南海地震による災害（以下「震災」といいます。）から県民の生命、身体及び財産を守ることを目的に、予防から南海地震発生後の応急、復旧、復興までの総合的な対策（以下「南海地震対策」といいます。）を計画的に行うため、県、県民、事業者等の役割及び責務を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指して、お互いに連携しながら南海地震対策を推進していくために必要な事項を定めるものとします。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 南海地震 紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域におけるプレート境界を震源とする大規模な地震をいいます。
- (2) 防災関係機関 市町村、国、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第5号の指定公共機関及び同条第6号の指定地方公共機関をいいます。
- (3) 事業者 法人（県及び防災関係機関を除きます。）及び事業を営む個人をいいます。
- (4) 自主防災組織 災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織であって、災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚及び連帯感に基づき、町内会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織をいいます。
- (5) 社会貢献活動団体 高知県社会貢献活動推進支援条例（平成11年高知県条例第4号）第2条第2項の社会貢献活動団体（自主防災組織を除きます。）をいいます。
- (6) 居住者等 居住する者、通勤通学する者、観光等で一時滞在する者及び通過する者をいいます。
- (7) 津波避難ビル等 津波の浸水が予想される区域（以下「津波浸水予想区域」といいます。）内において、津波から緊急に避難するための施設として市町村が指定する堅固な中・高層建築物等の人工構造物をいいます。
- (8) 緊急避難場所 高台（津波の浸水のおそれのない高さに位置し、居住者等が緊急に避難できる一定の広さのある場所をいいます。第14条第1項において同じです。）及び津波避難ビル等をいいます。
- (9) 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする者をいいます。

(基本理念)

第3条 震災に強い地域社会が実現されるように、次に掲げる事項を基本理念として南海地震対策を実践的かつ効果的に推進しなければいけません。

- (1) 南海地震という大災害に遭っても県民の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等さまざまな立場の者が、それぞれの役割の基に努力し、お互いが連携して取り組んでいくこと。
- (2) 県民は、生命、身体及び財産に係る権利は自らで守らなければいけないという自覚に基づき、そのために必要な備えを行うとともに、南海地震が発生したときには適切な行動を行

えるように自助の取組を進めること。

(3) 一人一人の生命、身体及び財産に係る権利が守られるように、地域を構成するさまざまな人々又は団体が、日頃から連帯感を強め、支え合い、南海地震が発生したときはお互いに助け合う共助の取組を進めること。この場合において、共助の取組の主要な担い手として、地域の防災活動に組織的に取り組む自主防災組織の活動を特に活性化していくこと。

(4) 県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組を、県、市町村等の公助の取組でもって支援するとともに、県自らが取り組むべき社会基盤の整備、専門的な応急救助活動等の南海地震対策を進めること。

(5) 震災から生命、身体及び財産を守るため、県、防災関係機関、県民、事業者、自主防災組織、社会貢献活動団体等が、一人一人ができることから取り組むことの必要性を広く呼びかけながら、取組の輪を広げ、全県的な運動として展開していき、南海地震への備えを習慣としていくことで、生活、仕事及び教育の中に防災文化を根付かせていくこと。

(県民の責務)

第4条 県民は、震災から生命、身体及び財産を自らで守るため、地震防災に関する知識の習得、必要な備え、自らの判断による危険の回避等を行うよう努めなければいけません。

2 県民は、日頃から地域で支え合うとともに、自助の取組を行動に移すようにお互いに啓発し合い、南海地震が発生したときは助け合って避難、救助活動、避難生活等を行うよう努めなければいけません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その社会的責任を自覚し、震災から事業所内の人の生命及び身体を守り、自らの施設、設備等による周辺の居住者等への被害を最小限に抑え、南海地震発生後においても事業の継続を行うため、あらかじめ自らが管理する施設、設備等の安全性の確保、震災への対応力の向上等の被害の軽減のために必要な備えを行うよう努めなければいけません。

2 事業者は、南海地震が発生したときは、事業所内及びその周辺地域の被害を最小限に抑えるため、地域の自主防災組織及び周辺の居住者等と協力して、避難誘導、救助活動、消火活動等の活動を積極的に行うとともに、事業活動に不可欠な機能を回復するために必要な措置をとるよう努めなければいけません。

(県の責務)

第6条 県は、震災から県民の生命、身体及び財産を守るため、組織及び機能のすべてをあげ、市町村、国等の防災関係機関と密接に連携しながら、南海地震対策を計画的に推進します。

2 県は、市町村、国等の防災関係機関と連携して、県民、事業者、自主防災組織等の自助の取組及び共助の取組の促進及び継続のために必要な支援を行います。この場合において、県民、事業者、自主防災組織等が効果的に震災への備え及び南海地震発生後の活動が行えるように、防災力を高める人づくり、日頃から支え合う地域づくり及びネットワークづくり（以下「震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくり」といいます。）等に努めます。

3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果及び情報を南海地震対策に反映します。その成果及び情報については、自助の取組及び共助の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、県、他の防災関係機関、自主防災組織、社会貢献活動団体等と連携して、その市町村の住民の生命、身体及び財産並びに地域を震災から守るための取組の推進に努めなければいけません。

第2章 南海地震の揺れの被害から生命を守る

(南海地震の揺れの被害からの安全の確保)

第8条 県民は、地震の揺れの予報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、地震の揺れによって物が転倒したり、落下したりするおそれのある場所から直ちに離れ、頭を保護するなどの自らの安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。

2 事業者は、地震の揺れの予報を知ったとき又は地震の揺れを感じたときは、事業所内の人に対し、頭を保護し落ち着いた行動等をとるように促し、避難誘導を行うなどの事業所内の人の安全を確保するために必要な行動をとらなければいけません。

3 県民及び事業者は、南海地震の揺れによって転倒したり、落下したりする物によって被害を受けないように、日頃から、屋内及び屋外における揺れによる被害の発生しそうな場所の把握に努めなければいけません。

(旧耐震基準による建築物の耐震化の推進)

第9条 昭和56年5月31日以前の建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定による耐震基準によって建築された建築物（以下「旧耐震基準による建築物」といいます。）の所有者は、南海地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断を受け、その結果に応じて耐震化（耐震改修又は建て替えを行うことにより、現行の建築基準法及び建築基準法施行令の規定による耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます。以下同じです。）を行うように努めなければいけません。

2 県は、自らが所有する旧耐震基準による建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うように努めます。この実施に当たっては、計画的な耐震化の推進及び施設利用者等の理解を促進するため、耐震化の優先順位等を定めた県有建築物耐震化実施計画を作成し、耐震診断の結果と併せて公表します。

3 県は、南海地震発生後に災害対応、医療救護及び応急救助の活動拠点又は避難所として使用されるなどの重要な役割を担う建築物の所有者及び管理者に対し、耐震診断の実施、診断結果の公表及び計画的な耐震化の促進を求めます。

4 県は、市町村、国、建築業界団体等と連携して、旧耐震基準による建築物の耐震化の実態を把握するとともに、啓発の推進、相談体制の整備及び耐震化に必要な支援に努めます。

(屋内における家具等の安全対策の推進)

第10条 県民及び事業者は、南海地震発生時に屋内において自ら、家族及び事業所内の人が安全を確保でき、迅速かつ円滑な避難ができるように、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒、落下等の危険がある物の配置の見直し、転倒、落下等の防止、窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等の安全対策を行うように努めなければいけません。

2 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取り付け事業者、市町村、国等と連携して、屋内における家具、電気製品、窓ガラス等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発及び安全対策の促進に努めます。

(屋外工作物等の安全対策の推進)

第 11 条 屋外におけるブロック塀、石塀、れんが塀その他これらに類する塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等（以下「屋外工作物等」といいます。）の所有者及び管理者は、これらの屋外工作物等が、南海地震発生時の転倒、落下等により歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないように、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うように努めなければいけません。

2 県は、屋外工作物等の製造、施工、管理等を行う事業者、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発及び安全対策の促進に努めます。

（被災建築物等の応急危険度判定の実施への支援等）

第 12 条 県は、南海地震により被害を受けた建築物及び宅地（以下この条において「被災建築物等」といいます。）において余震、降雨等によって二次災害が発生することを防ぐため、南海地震発生後、市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定（以下この条において「応急危険度判定」といいます。）への支援を行います。

2 県は、応急危険度判定が円滑に行われるように、市町村及び国と連携して、あらかじめ、応急危険度判定の制度を周知するとともに、応急危険度判定を行うことができる者の養成、受け入れ体制の整備、判定資機材の確保等の実施体制の整備に努めます。

3 被災建築物等の所有者及び管理者は、南海地震が発生したときは、応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて、入居者及び利用者の避難、当該建築物等の応急補強等を行うように努めなければいけません。

（公共土木施設の南海地震の揺れ等による被害の軽減）

第 13 条 県は、自らが管理する道路（橋梁を含みます。）、河川、海岸、港湾、漁港等の公共土木施設について、南海地震の揺れ、液状化等による被害を軽減し、その機能を確保するため、あらかじめ、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うように努めます。

第 3 章 津波から逃げる

（津波からの避難等）

第 14 条 津波浸水予想区域の居住者等は、地震による強い揺れを長い時間感じたときは、津波予報の発表を待つことなく、自らの判断で高台等の津波の浸水のおそれがない場所に、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号の自動車を原則使わず、直ちに避難しなければいけません。この場合において、津波浸水予想区域の居住者等は、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、津波からの避難を継続しなければいけません。

2 津波浸水予想区域外にいた者は、津波警報及び津波注意報が解除されるまで、津波浸水予想区域へ立ち入ってははいけません。

3 津波浸水予想区域に居住する者、通勤通学する者等は、津波から迅速かつ円滑な避難ができるように、あらかじめ緊急避難場所、避難路、避難の方法等について確認するように努めなければいけません。

4 海岸附近又は河口附近にいる者は、津波からの避難意識を持つようにしなければいけません。

（地域の津波避難計画の作成の推進）

第 15 条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように、市町村長が作成する市町村津波避難計画と整合性をとりつつ、地域の緊急避難場所、避難路、避難の方法、津波浸水予想区域の範囲等の津波からの避難に必要な情報を記載し

た計画（以下この条及び次条において「地域の津波避難計画」といいます。）を市町村と協力して、作成しなければいけません。

2 津波浸水予想区域の居住者、事業者等は、自らが津波から避難する際の課題に目を向け、確実に避難する方法を確認するため、地域の津波避難計画の作成に参画するように努めなければいけません。

3 県は、地域の津波避難計画の作成が促進されるように、市町村と連携して、必要な情報の提供等の支援に努めます。

（津波避難訓練の実施等）

第 16 条 津波浸水予想区域の自主防災組織は、地域の津波避難計画に基づき、開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。

2 自主防災組織は、津波からの避難訓練の結果を踏まえて、必要に応じてその地域の津波避難計画を見直さなければいけません。

3 津波浸水予想区域の事業者は、事業所内の人を津波から迅速かつ円滑に避難させるため、津波からの避難訓練を毎年行わなければいけません。この場合において、地域の自主防災組織との連携に努めなければいけません。

（津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備）

第 17 条 県は、県民、事業者等が、日頃から津波の危険を知り、南海地震発生時に迅速かつ円滑に避難できるように、市町村、国等と連携して、啓発するとともに、県民、事業者等が津波避難に関する情報を入手しやすい環境の整備に努めます。

2 次の各号に掲げる津波避難に関する情報は、当該各号に定める手段で伝えます。

（1）津波の危険性を知らせるための情報 津波浸水予想区域を示す標識、津波の碑等の津波注意を喚起する物、津波の特性、避難時にとるべき行動等の知識を伝える掲示物等

（2）緊急避難場所を知らせるための情報 緊急避難場所の標識、緊急避難場所に誘導する標識等

（3）津波発生を知らせるための情報 緊急情報の放送施設、道路情報表示等

（津波からの緊急避難場所及び避難路の確保等）

第 18 条 県は、居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように、市町村と連携して、緊急避難場所及び避難路を確保し、保全するために必要な対策を推進します。

2 県民、事業者等は、自主防災組織、市町村等からの求めに応じて、自己の所有する土地又は建築物が緊急避難場所又は避難路として利用されることに協力するように努めなければいけません。

3 緊急避難場所を利用する際、避難者は、他の避難者と協力して、秩序ある利用に努めなければいけません。

（津波の浸入による被害の軽減）

第 19 条 県は、津波浸水予想区域の居住者等が津波から迅速かつ円滑に避難できるように支援するため、津波浸水予想区域において、県が管理する施設について次のことに努めます。

（1）堤防、水門等の施設の機能を確保するため、必要に応じて点検し、緊急性の高い箇所から改修等を行うこと。

（2）陸こう（閉鎖することにより主要交通を妨げるおそれのあるものを除きます。第 2 項に

において同じです。)を常時閉鎖したり、又は水門扉を支障のない高さまで下ろしたりするなどの津波の浸入を防ぐための措置をとること。

- 2 陸こうを利用する者は、陸こうが津波の浸入口とならないように、陸こうの利用後は閉鎖するように努めなければいけません。
- 3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物対策の推進に努めます。

第4章 火災から生命を守る

(火災の発生及び延焼の防止)

第20条 県民、事業者等は、火災の発生を防ぐため、南海地震の揺れが収まった後は、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、火気の使用を停止し、ガス栓を閉め、避難時に電流制限器により電流を遮断する等火災の発生を防ぐために必要な措置をとるように努めなければいけません。

- 2 県民、事業者等は、火災が発生したときは、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、消火又は延焼の防止に努めなければいけません。

(初期消火に必要な用具の設置等)

第21条 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び適正な管理に努めなければいけません。

- 2 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を毎年行うように努めなければいけません。
- 3 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から生命を守るために必要な知識及び消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材による消火技術の習得に努めなければいけません。
- 4 県は、市町村、消防本部等と連携して、出火の防止、消火、避難等の火災から生命を守るために取るべき行動及び初期消火に必要な用具に関することの啓発に努めます。

第5章 土砂災害等の危険から生命を守る

(土砂災害等の危険からの避難等)

第22条 県民は、南海地震の揺れ又は南海地震発生後の余震、降雨等による次の危険を察知したときは、直ちに危険な箇所から離れ、安全な場所に自主的に避難しなければいけません。この場合において、自らの安全の確保又は避難に支障がない限りにおいて、周辺の居住者等への危険の周知及び県、市町村等への通報に努めなければいけません。

(1) がけ崩れ、地すべり及び土石流(河道閉そく部の決壊によるものを含みます。)の土砂災害

(2) 河道閉そくによる上流の地域の水没

(3) 土砂災害の前兆現象と思われる河川の濁り、河川への流木の混在、河川の水位の異常、山鳴り、がけの亀裂、沢又はわき水の濁り又は水量の変化、地面のひび割れ等

(4) 地盤沈下による水害

(5) 堤防又はため池の亀裂、決壊等による水害

(6) 液状化等による建築物又は土木構造物の倒壊等

- 2 県民は、土砂災害等の危険から自主的に避難できるように、日頃から、自主防災組織の取組などを通じて、土砂災害等の危険に関する知識の習得、地域の危険な箇所、避難所等の把握等

に努めなければいけません。

- 3 県は、市町村、国等と連携して、あらかじめ県民の自主的な避難に関する啓発、情報の提供等に努めます。

(危険な箇所の巡視、点検等)

第 23 条 県は、南海地震発生後、さらなる被害の拡大を防ぐため、市町村等と連携して、危険な箇所の巡視及び点検(津波の危険が予想されるときはの海岸及び河川における巡視及び点検を除きます。)を行い、被害が発生するおそれがあるときは、居住者等への周知及び立入禁止等の措置を速やかに行うように努めます。

- 2 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 2 条第 7 項の危険物、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項の火薬類、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 203 号)第 2 条第 1 項の毒物及び同条第 2 項の劇物並びに高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 2 条の高圧ガスその他これらに類する危険物若しくは有害物質であつて南海地震が発生したときに人の生命、身体若しくは財産を害するおそれのあるもの(第 33 条第 1 項第 8 号において「危険物等」といいます。)を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の所有者及び管理者は、南海地震発生後直ちに当該施設を点検し、当該施設において被害が発生している又は発生するおそれがあるときは、被害の拡大の防止の措置を速やかに行うとともに、関係機関への連絡及び周辺の居住者等への周知を行わなければいけません。

第 6 章 災害から生命を救う

(応急活動の実施)

第 24 条 県は、南海地震発生後、防災関係機関等と連携して、人命の救助、医療救護活動、消火活動、避難所の設置及び運営、被災者への食料及び飲料水の供給等の対策(以下「応急活動」といいます。)を実施します。この場合において、より多くの人命を救う活動を最優先に行います。

- 2 県民は、一人でも多くの人命が救われるように、医療救護活動においてトリアージ(医師等が、傷病者の緊急度及び重症度により搬送又は治療を行う優先順位をつけることをいいます。以下この項において同じです。)に基づき、重症で緊急度が高く、かつ、救命できる可能性の高い者から優先して搬送及び治療がされることをあらかじめ理解するとともに、南海地震が発生したときは医師等のトリアージに係る判断に従わなければいけません。

- 3 県は、南海地震発生後、防災関係機関等と連携して応急活動に必要な情報の収集に努めるとともに、収集した情報を報道機関等と連携して県民に提供します。

- 4 県は、南海地震発生後に迅速かつ的確に応急活動を行うため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、実践的な訓練を行うとともに、応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保、県外からの応援の受け入れ体制の整備等の応急活動に係る体制の確立に努めます。

(自主防災組織等の救助活動の実施)

第 25 条 自主防災組織、事業者等は、南海地震が発生したときは、自らの安全の確保及び避難に支障がない限りにおいて、倒壊家屋等からの救出、負傷者等の応急手当、搬送等(以下「救助活動」といいます。)を行うように努めなければいけません。

- 2 自主防災組織、事業者等は、日頃から、救助活動のための資機材の整備及び点検並びに救助活動に必要な知識及び技術の習得に努めなければいけません。

3 県は、南海地震発生後に自主防災組織、事業者等が被災者の救助活動に当たることができるように、防災関係機関等と連携して、あらかじめ必要な支援に努めます。

(緊急輸送の確保)

第26条 県は、南海地震発生後に迅速な応急活動を実施するため、防災関係機関等と連携して、負傷者の搬送並びに応急活動に必要な人員及び物資の陸路、海路及び空路による輸送（以下この条において「緊急輸送」といいます。）の確保に努めます。

2 県民、事業者等は、緊急輸送等のために車両の交通規制が行われた道路では、規制に従わなければいけません。交通規制が行われていない道路であっても、災害対策基本法第76条第1項の緊急通行車両の通行を妨げる可能性があるときは、車両の使用を控えるように努めなければいけません。

3 県は、緊急輸送を確保するため、防災関係機関等と連携して、あらかじめ南海地震発生後の交通規制の遵守等に関する啓発を行うとともに、南海地震発生後は交通規制が行われる路線等の情報の周知に努めます。

第7章 被災者の生活を支える

(復旧活動の実施)

第27条 県は、南海地震発生後、早期に被災者の生活が安定するように、防災関係機関等と連携して、被災者への情報提供、住宅の確保、保健衛生、こころのケア、公共施設等の被災施設の復旧、災害廃棄物の撤去、学校教育の再開、社会秩序の維持等の対策（以下「復旧活動」といいます。）を実施します。

2 電気、通信、水道、ガス及び下水道の事業に係る施設を管理する事業者は、あらかじめ南海地震による当該施設の被害を最小限に抑え、早期に復旧するために必要な対策を行うとともに、南海地震が発生したときは速やかに被災した施設の復旧に努めなければいけません。

3 県民は、防災関係機関等が行う復旧活動に協力するとともに、被災後の生活においては、お互いに支え合い、助け合うように努めなければいけません。

4 県は、被災後できるだけ早期に被災者の生活が安定するように、防災関係機関等と連携して、あらかじめ、復旧活動に必要な資機材、人員、土地等を確保するなど、復旧活動に係る体制の確立に努めます。

(ボランティア活動への支援等)

第28条 ボランティア活動の支援及び調整を行う団体（以下この条において「ボランティア支援団体」といいます。）は、南海地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるように、あらかじめボランティアコーディネーターの育成及びボランティアの受け入れ等必要な体制を整備するとともに、南海地震が発生したときはボランティア活動の支援及び調整に努めるものとします。

2 県は、市町村と連携して、あらかじめボランティア支援団体の体制の整備を支援するとともに、南海地震が発生したときはボランティア支援団体の活動の支援及び連携に努めます。

(専門ボランティアの活用)

第29条 県は、市町村、関係団体等と連携して、あらかじめ専門ボランティア（県、市町村等が実施すべき復旧活動等のうち、人員の不足が見込まれる専門的な知識及び技術を必要とする分野において、事前に登録し、災害が発生したときに県、市町村等と連携しながら活動するボラ

ンティアをいいます。以下この条において同じです。)の活用体制を整備するとともに、南海地震が発生したときは専門ボランティアの効果的な活用に努めます。

第8章 震災からの復興を進める

(震災復興計画の作成)

第30条 県は、南海地震発生後、早期に県民の生活の再建及び社会経済活動の再開ができるように、市町村が作成する市町村震災復興計画との整合性をとりつつ、速やかに高知県震災復興計画(以下この章において「震災復興計画」といいます。)を作成します。

2 県は、震災復興計画の作成に当たっては、県民と合意形成を行うように努めるとともに、県民が将来に希望をもって生活できるように、コミュニティの維持を考慮しつつ、住宅及び雇用の確保に重点を置くものとします。

3 県は、南海地震発生後速やかに復興に着手できるように、あらかじめ、震災復興計画への県民参加、被災者の生活への再建支援、社会基盤の再建、経済の復興等の方法を検討するなどの必要な対策の実施に努めます。

(震災復興対策の推進)

第31条 県は、防災関係機関等が行う震災復興事業と調整しながら、震災復興計画に基づく震災復興対策を着実に推進します。

2 県、県民、事業者等は、復興に当たっては、それぞれの役割を果たし、協働して取り組むとともに、震災の経験及び教訓を活かして、震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりに寄与するように努めなければいけません。

第9章 震災に強い人づくり、地域づくり及びネットワークづくりを進める

第1節 地域防災力の強化

(県民の備え)

第32条 県民は、震災から自ら及びその家族の生命、身体及び財産を守るため、地震防災に関する知識の習得に努めるとともに、次の備えを行うように努めなければいけません。

- (1) 旧耐震基準による建築物の耐震化並びに建築物の耐震性の維持のための点検及び補修
- (2) 屋外工作物等の点検及び改修、家具、電気製品等の転倒等の防止並びに窓ガラス等の飛散の防止
- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 応急手当に関する知識及び技術の習得
- (6) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び医薬品の確保
- (7) 緊急避難場所及び避難所の位置、避難路、避難方法、家族間の連絡方法等の確認
- (8) その他自ら及びその家族の生命、身体及び財産を守るために必要な備え

(事業者の備え)

第33条 第5条第1項に規定する事業者の行うべき被害の軽減のために必要な備えとは、次に掲げる事項の実施をいいます。

- (1) 旧耐震基準による建築物の耐震化並びに建築物の耐震性の維持のための点検及び補修
- (2) 屋外工作物等の点検及び改修、家具、電気製品等の転倒等の防止並びに窓ガラス等の飛散の防止

- (3) 消火器等の初期消火に必要な用具の設置及び管理
- (4) 避難を円滑にするための用具及び非常持ち出し品の準備
- (5) 食料、飲料水等の備蓄及び医薬品等の確保
- (6) 救助活動等に必要な資機材等の整備
- (7) 地震防災に関する体制整備、啓発、研修、訓練等の実施
- (8) 木材、船舶等の流出、危険物等の漏出等による人の生命、身体への被害を最小限に抑えるための施設、設備等の適切な管理
- (9) 南海地震発生後も事業を継続するために必要な計画の作成及び当該計画に基づく備え
- (10) その他事業所内の人の生命及び身体を守るために必要な備え

2 事業者は、地域の自主防災組織等が実施する防災訓練その他の地震防災の活動と連携するように努めるものとします。

(自主防災組織の活動)

第34条 県民は、その居住する地域において自主防災組織を結成し、積極的に活動に参加するように努めなければいけません。

2 自主防災組織は、南海地震発生時に地域の居住者等の安全を確保するため、市町村等と連携して、あらかじめ次の活動をするように努めなければいけません。

- (1) 地震防災に関する知識の普及
- (2) 南海地震による予想される被害、危険な箇所、緊急避難場所、避難所、避難路、通報先等の把握、防災マップの作成、地域の居住者等へのこれらの情報の周知
- (3) さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施
- (4) 防災用の資機材等の整備及び点検
- (5) 救助活動のための知識及び技術の習得
- (6) 災害時要援護者の把握及び避難のための仕組みづくり
- (7) 家具、窓ガラス等の転倒等防止対策の推進
- (8) その他地域の被害の軽減のための活動

3 自主防災組織は、南海地震が発生したときは、市町村等と連携して、次の活動を行うように努めなければいけません。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 居住者等の避難誘導活動
- (3) 出火の防止及び初期消火
- (4) 負傷者等の救助活動
- (5) 安否確認
- (6) 炊き出し等の給食給水活動
- (7) 危険な箇所の把握
- (8) その他必要な活動

4 自主防災組織は、活動を活性化するため、他の自主防災組織、地域の事業者その他の地域の活動団体と連携に努めるものとします。

5 県は、市町村と連携して、自主防災組織の設立及び活動に必要な支援をするとともに、自主防災組織の活動において中心的な役割を担う者の育成に努めます。

(推進週間の設置等)

第 35 条 県民、事業者、自主防災組織等の南海地震対策への理解を深め、地震防災に係る活動の一層の充実が図られるように、高知県南海地震対策推進週間（以下この条において「推進週間」といいます。）を設けます。

2 推進週間は8月30日から9月5日までとし、この推進週間に県民、事業者、自主防災組織等は、第32条、第33条第1項及び第34条第2項に規定する備えの点検及び充実を行っていくとともに、第33条第2項及び第34条第4項に規定する連携を図り、必要な訓練を行うように努めるものとします。

3 県は、防災関係機関等と連携して、前項に規定する県民、事業者、自主防災組織等の取組が実施されるように支援します。

第2節 災害時要援護者への支援等

(災害時要援護者への啓発及び支援)

第 36 条 県は、災害時要援護者の安全及び被災後の生活が守られるように、市町村等と連携して、災害時要援護者及びその家族があらかじめ取り組むべき備え、南海地震時取るべき行動等に関する啓発を行うとともに、災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク（次項において「支援ネットワーク」といいます。）づくりの促進及び災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めます。

2 支援ネットワークを構成する近隣住民、自主防災組織その他の地域の活動団体、民生委員法（昭和23年法律第198号）第1条の民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等（以下この条及び次条において「支援者」といいます。）は、災害時要援護者の避難誘導、救助、安否確認、医療の対応、生活支援等（以下この条及び次条において「災害時要援護者支援」といいます。）の方法をあらかじめ定めるとともに、南海地震が発生したときは迅速に災害時要援護者支援を行うように努めるものとします。

3 県は、南海地震発生後、支援者、防災関係機関等と連携して、災害時要援護者が必要とする情報を提供するとともに、災害時要援護者の特性に配慮した応急活動及び復旧活動の実施に努めます。

(災害時要援護者の把握及び個人情報の適正な取扱い)

第 37 条 支援者は、災害時要援護者支援が行えるように、日頃から地域の災害時要援護者との情報交換、必要となる支援の内容の把握等に努めるものとします。

2 災害時要援護者又はその家族は、支援者が行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にするため、日頃から地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換及び支援方法の調整を行うよう努めるものとします。

3 前2項の規定により災害時要援護者支援に必要な情報を提供された支援者は、当該情報を、知事が別に定める災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づき適正に取り扱うものとします。

(災害時要援護者が専ら利用する施設の安全の確保等)

第 38 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の幼稚園、小学校及び特別支援学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項の保育所及び同法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（次条において「保育所等」と

います。)、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を行うもののうち災害時要援護者が入所し、又は通所する形態をとる規則で定める施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項の病院、同条第2項の診療所、同法第2条の助産所その他の災害時要援護者が専ら利用する施設の設置者及び管理者は、南海地震発生時に利用者の避難誘導及び応急復旧活動を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、利用者の特性を踏まえて南海地震に対する施設内の安全を確保するとともに、避難誘導及び応急復旧活動に係る手引き書の作成、手引き書に基づく訓練、南海地震発生後早期に事業を再開するために必要な対策を行うように努めなければいけません。

第3節 地震防災に関する知識の普及、人材育成等

(学校等における防災教育の推進)

第39条 学校教育法第1条の学校及び保育所等(以下この条において「学校等」といいます。)の設置者及び管理者は、幼児、児童、生徒及び学生(以下この条において「児童等」といいます。)が地震防災に関する理解を深めるとともに、南海地震発生時において自らの安全を確保できるように、児童等の発達段階に応じた防災教育の実施に努めなければいけません。

2 学校等の設置者及び管理者は、防災教育の実施に当たっては、児童等の家庭及び地域の協力を得て、地域の防災力の向上に繋がるような実践的な防災教育を実施するように努めるものとします。

3 県は、学校等において、防災教育が推進されるように、指導者の育成、教材の作成、防災教育の手法に関する情報提供等に努めます。

(県の広報活動の実施及び情報の提供)

第40条 県は、県民、事業者等の防災知識の普及及び防災活動の促進のため、防災関係機関等と連携して、地震防災に関する広報活動の実施、啓発及び相談体制の整備に努めます。

2 県は、県民、事業者等が南海地震に対する備え及び南海地震発生時の迅速かつ適切な行動が行えるように、国、市町村等と連携して、あらかじめ南海地震の揺れ、津波、火災、土砂災害、地盤沈下、液状化、危険なため池等に関する情報の提供に努めます。

(人材の育成又は活用)

第41条 県は、市町村、社会貢献活動団体等と連携して、地域又は事業所における地震防災に係る活動に適切な助言又は指導ができる人材の育成又は活用に努めます。

第10章 南海地震対策を計画的に進める

(行動計画の作成等)

第42条 県は、この条例に定める内容の実効性を高め、県が取り組むべき南海地震対策を計画的に進めるため、高知県南海地震対策行動計画(以下この条において「行動計画」といいます。)を作成します。

2 前項の行動計画には、次のことを定めます。

- (1) 南海地震対策の基本的な方向
- (2) 具体的な取組
- (3) 達成すべき目標
- (4) その他南海地震対策を計画的に進めるために必要な事項

3 県は、行動計画の作成に当たっては、県民から意見を聴き、反映するように努めます。

- 4 県は、行動計画に基づく南海地震対策の実施状況を、毎年、点検し公表します。
- 5 県は、南海地震対策の実施の効果を検証し、必要に応じて行動計画を見直します。

第 11 章 雑則

(この条例の規定の解釈)

第 43 条 この条例の規定は、南海地震のみならず、あらゆる地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るという趣旨において解釈され、及び運用されなければいけません。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。